

# 第 1 回宇都宮市まちづくり交付金評価委員会議事録

日時：平成 19 年 11 月 12 日(月)  
午後 1：00～  
場所：B 1 会議室

出席委員

委員（学識経験者）

山島哲夫委員，三橋伸夫委員，金子達男委員，  
和田佐英子委員，塩野谷ふじ子委員

臨時委員（地区代表）

今井源一委員（宇都宮東地区）  
平野起佑委員，小野義一委員（下平地区）  
高谷兼蔵委員（宇都宮山王地区）

（ 9 名 ）

欠席委員

螺良恭一委員（宇都宮東地区）

（ 1 名 ）

出席幹事

笠井純幹事，栗田健一幹事，森岡正行幹事，関哲雄幹事  
大森義夫幹事，斉藤寧幹事，吉澤信二幹事，田辺義博幹事  
（ 8 名 ）

事務局

飯塚由貴雄書記，鈴木俊夫書記，高橋裕司書記，  
菊池賢一書記  
（ 4 名 ）

飯塚書記

お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
本日は、第1回目の宇都宮市まちづくり交付金評価委員会です  
のはじめに委嘱状交付を行います。

本来であれば、市長が各委員へ委嘱状をお渡しすることになり  
ますが、所要で出席できませんので都市開発部長笠井より、委嘱  
状の交付をさせていただきます。

なお、ただいまから、笠井部長が各委員の席まで移動し、委嘱  
状を交付いたしますので、その際には、恐縮でございますがご起  
立いただき、お受け取りください。

【委嘱状交付終了】

飯塚書記

ただ今から、「第1回宇都宮市まちづくり交付金評価委員会」を  
開会いたします。

それでは、開会にあたり、都市開発部長より、ごあいさつ申し  
上げます。

笠井幹事

本日、皆様方におかれましては、委員をお引き受けいただきま  
して誠にありがとうございます。

また、大変お忙しい中、第1回目の宇都宮市まちづくり交付金  
評価委員会にご出席を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

まちづくり交付金制度につきましては、全国の都市の再生を効  
率的に推進することによりまして、地域の活性化を図ることを目  
的に、平成16年度に創設された国庫補助制度であります。

国全体での今年度予算は、約2430億円で、764市町村に  
おきまして、1326地区でまちづくり交付金制度を活用し、そ  
れぞれの地区特性に応じたまちづくりが行われております。

この制度は、従来の補助事業に比べて市町村の自主性が拡大さ  
れており、ハード事業からソフト事業までの幅広い活用ができ、  
本市におきましてもいち早く本制度を導入し、現在、10地区に  
おいてまちづくり交付金を活用したまちづくりを進めておりま  
す。

また、本制度では、事前にまちづくりの目標や、期待される効  
果についての数値目標を設定し、事業終了時にその達成状況や今

後のまちづくりの方策を整理することなど、一連の事業の評価を行うことが義務付けられております。

このようなことから、本市におきましても、まちづくり交付金評価委員会を設置し、事後評価の原案について、様々なお立場から、ご意見をいただき、その内容を十分踏まえまして、国への報告を行うとともに各地区の今後のまちづくりに活かしてまいりたいと考えておりますので、忌憚のないご意見、ご助言等をよろしくお願い申し上げます。

今回、まちづくり交付金事業が終了する3地区の事後評価について、本日と来週の2回のご審議となり、大変忙しいスケジュールではありますが、どうぞよろしくお願いたします。

飯塚書記

ありがとうございました。

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。先日、送付いたしました、

- ・ 第1回宇都宮市まちづくり交付金評価委員会次第
- ・ 宇都宮市まちづくり交付金評価委員会名簿
- ・ 資料1 宇都宮市まちづくり交付金評価委員会関係資料
- ・ 資料2 都市再生整備計画（宇都宮東地区）
- ・ 資料3 都市再生整備計画（下平地区）
- ・ 資料4 都市再生整備計画（宇都宮山王地区）
- ・ 資料5 現地調査資料 となります。

以上不足しているものがありましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、今回は、初めての委員会でございます。ここで、改めまして、委員の皆様のご紹介と、幹事・事務局職員の紹介をさせていただきます。お手元の「宇都宮市まちづくり交付金評価委員会名簿」をご覧ください。はじめに、委員の皆様をご紹介いたしますので、恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

学識経験者のお立場でご出席いただいております、山島哲夫委員です。

同じく、三橋伸夫委員です。

同じく、金子達男委員です。

同じく、和田佐英子委員です。

同じく、塩野谷ふじ子委員です。

次に、今回、事後評価を行う地区からご出席いただいた委員としまして宇都宮東地区から螺良恭一委員ですが、本日は所用により欠席となっております。

同じく、今井源一委員です。

下平地区から平野起佑委員です。

同じく、小野義一委員です。

また、宇都宮山王地区から高谷兼蔵委員です。

委員の皆様方には、今後何かとお世話になりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、幹事及び事務局職員を紹介いたします。まず、幹事の紹介をいたします。

都市開発部長の笠井純です。

都市開発部次長の栗田健一です。

都市開発部区画整理担当副参事の森岡正行です。

都市計画課長の関哲雄です。

住宅課長の大森義夫です。

区画整理計画課長の斉藤寧ですが欠席のため、課長補佐の山形です。

東部区画整理事業課長の吉澤信二です。

公園緑地課長の田辺義博です。

続きまして、事務局職員（書記）の紹介をいたします。

都市計画係長の鈴木俊夫です。

都市計画グループ総括主査の高橋裕司です。

都市計画グループ主任の菊池賢一です。

最後に私、都市計画課課長補佐の飯塚由貴雄です。

続きまして、ここでまちづくり交付金制度の概要、宇都宮市まちづくり交付金評価委員会の組織及び当委員会の公開について確認の説明をさせていただきます。

高橋書記

資料1の「宇都宮市まちづくり交付金評価委員会関係資料」の1ページをご参照ください。

まず、「まちづくり交付金制度について」でございます。

まちづくり交付金についてでございますが、全国の都市の再生

を効率的に推進することによって、地域住民と地域経済の活性化を図ることを目的として、平成16年度に創設された制度でございます。今日はお手元にまちづくり交付金のパンフレットとして、ブルーの冊子をご用意させていただきました。こちらの方をご覧ください。中ほどのページを見ていただくと分かるのですが、個性あふれるまちづくりの推進とタイトルがございます。こちらには色々なまちづくりの事例が掲載されてございますが、まちづくり交付金制度とは、市町村が、目標の設定や、使用について自由に設定し、目標達成のために各種事業を実施することが出来る。とございますが、このまちづくり交付金事業は、従来の補助事業に比べて、市町村の自主性が非常に拡大されてございます。様々なまちづくりに活用できるような制度となっております。平成16年度に創設された制度でございます。

続きまして、資料の1ページの2番をご覧ください。こちらにまちづくり交付金の概要がございます。まちづくり交付金を導入する際の仕組みとして、都市再生整備計画というものを作成することになってございます。こちらにつきましては、まちづくりの目標ですとか、その目標を実現するための事業、こういったものを記載して、国に提出することになっております。計画期間は3年から5年で作成することとなっております。国の審査を受け、承認されますと、交付金が交付になるということでございます。事業の最終年度、又は完了するときに事後評価を行うことになっておりまして、こちらでは、交付期間終了年度に目標の達成状況に関する事後評価を行い、結果等を公表することとなっております。通常の補助事業においては、こういった仕組みは導入されておりませんが、まちづくり交付金の1つの特徴といたしまして、事後評価を行うということが導入されておりまして、もらった交付金が有効に使われているか、あるいはまちづくりに活かされているか。こういったことを検証することが義務付けられております。つづきまして3番のまちづくり交付金制度における事後評価についてでございますが、目的としてまちづくり交付金がもたらした成果を客観的に検証して今後のまちづくりのあり方を検討することや、事業成果を住民に分かりやすく説明することを目的としてございます。事後評価を実施する時期と主体でございますが、

交付終了年度に市町村が実施するようになってございます。評価実施時に仮に事業が完了されていなくても、交付終了年度には実施する。あるいは目標設定の確定値が得られなくても、見込み値として翌年度以降に移行するような制度になっております。

次ページをお開きください。こちらは事後評価の流れでございます。事後評価の実施につきましては、交付金の終了年度に行うことになっておりますが、事後評価の作業自体は最終年度に1年かけて行うこととなります。まず、1の方法書の作成でございますが、事後評価をいつどのような作業で進めていくかというものを年度当初に作成いたしまして、国のほうに提出していくものがございます。それ以降、作業につきましてはこの方法書に基づき行っていくということになっております。(2)の事業の成果及び実施過程の検証でございますが、まちづくりの目標等の達成状況の確認のと、事業の実施がどうだったか、数値目標が達成しているかどうか、ということをチェックいたします。また実施過程においても評価するものがございます。その次にで成功した要因や失敗した要因について、これまでのまちづくりをしてきた課題を抽出しております。最終的に取りまとめとして、番今後のまちづくりの方策を取りまとめしていくということでございます。以上番から番までが事後評価の作業内容でございます。一連の事後評価の作業が終わりますと、これを事後評価原案としてまとめることとなります。事後評価をまとめますと、住民に対して公表し、寄せられた意見を評価結果に反映させます。もう1つは本日のように、まちづくり評価委員会による審議ということで、事後評価の行った内容について妥当性があるかどうかをチェックしていただくということと、今後のまちづくりの意見等をいただくということで、番と番で意見反映の手続きを行います。それが終わりますと、最終的に評価の結果をまとめるということで、時期的には年末になりますが、こちらをまとめて最終的には国に提出いたしまして、確認、助言等がございまして、必要な修正を加えて、最終的な公表は3月になります。(3)にフォローアップの実施翌年度と書いてございますが、こちらにつきましては最終年度に事後評価を行うということで、達成状況が見込み値を使わざるを得ない状況がございます。こういったケースにつき

ましては、翌年度以降改めて評価を確定させ、報告、公表を再度行うものでございます。以上事後評価の流れでございます。

次ページ3ページをご覧ください5番のまちづくり交付金評価委員会についてでございます。目的といたしまして、事後評価等が適切に実施されたことを、中立公正な立場で審議いただくものでございます。審議の内容につきましては大きく2つございまして、1つは事後評価の手続き等に関わる審議ということで、事後評価の手続きあるいは都市再生整備計画の目標の達成状況の確認、事後評価結果等につきまして妥当性をご審議いただくということでございます。不適切な点、改正すべき点等がある場合には、意見を具申することができるとなっております。もう1つの点でございますが、今後のまちづくり方策等に関わる審議ということで、今後のまちづくり方策の内容について妥当性を審議していただいて、不適切な点、追加する点がある場合には、ご意見をいただくということでございます。

最後になりますが、下の表でございますが、現在宇都宮市で、まちづくり交付金を活用している地区でございます。1から10まで10地区でございます。このうち番号に丸がついている宇都宮東地区、下平地区、山王地区につきましてはまちづくり交付金の計画期間が今年度で終了するというところで、この3地区が事後評価の対象であって、本日と来週で事後評価のご審議をいただく地区でございます。以上まちづくり交付金制度についてのご説明とさせていただきます。

次に、国会議の公開についてご説明させていただきます。本市におきましては、会議の状況を市民に明らかにし、公正かつ透明な市政を推進するため、本委員会につきましては資料1の8ページでございますが、付属機関等の会議の公開に関する要領によりまして、原則公開になります。また必要があると認める場合には非公開とすることが出来ますが、非公開とする事由につきましては、宇都宮市情報公開条例の7条にあります、行政情報の公開義務各項に定める非公開情報に該当する情報に関して審議を行う場合、あるいは、公開にすることによって個人に関する情報や公正且つ円滑な議事運営に著しい支障が認められるときとしております。会議の公開につきましては、傍聴を認めることにより行う

ものとしております。あらかじめ傍聴を認める定員を定めて、傍聴席を設けることとしております。同様に議事録におきましても、情報公開条例第7条に該当する条項におきましては非公開となります。本日の会議についての傍聴者はございません。最後になりますが、議事に入ります前に、事務局より本会議の成立についてご報告させていただきます。本会は、現在出席委員は9名でございます。これは当委員会設置要綱第8条でございます。委員会は委員の過半数の出席をもって開催する旨の要件を満たしておりますので、会議の成立をご報告申し上げます。以上でございます。

飯塚書記

それでは、4の議事に入らせていただきます。

本日の会議でございますが、当委員会設置要綱第8条により会議は委員長が議長となる。また、委員長の選出にあたりましては、同設置要綱第7条によりまして委員の互選によることとなっております。

本日は、委員委嘱後最初の会議でございますので、まだ議長の職務を行う方がいらっしゃいません。つきましては、議長が決定するまでの間、仮議長を選出し、議事を進行してまいりたいと存じます。仮議長の選出について、誠に僭越ではございますが、事務局に一任いただいてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

飯塚書記

ありがとうございます。それでは、本日出席の委員の中から、金子委員に仮議長をお願いしたいと存じます。金子委員よろしくお願いいたします。

金子仮議長

ただ今、事務局より仮議長に指名されました金子です。議長を努める委員長が選任されるまでの間、皆様のご協力をいただきながら議事をスムーズに進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長及び職務代理者の選出でございますが、先ほど事務局からの説明がありましたとおり、委員の互選によることとさせていただきます。



委員の皆様，ご意見ございますか。

三橋委員

これまでも宇都宮市をはじめのとする多くの都市においてまちづくりに携わり，都市計画や建築関係の分野で幅広く活躍され，経験豊富である山島委員を推薦したいと思いますが，いかがでしょうか。

金子仮議長

ただ今，三橋委員から山島委員を委員長に推薦する旨のご意見がございました。他にご意見ございますか。

他にご意見がないようですので，お諮りいたします。

当委員会の委員長として山島委員を選出することについて，ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

金子仮議長

ご異議が無いようですので，山島委員を会長に選出することに決定いたします。

なお，職務代理者につきましては，当委員会設置要綱第7条に委員のうちから，委員長があらかじめ指名する旨，定められておりますので，委員長にお任せいたします。

それでは，議長を委員長に交替いたします。ご協力ありがとうございました。山島委員長お願いいたします。

山島委員長

ただ今，委員長に推薦いただきました山島です。この委員会は，先ほど市のほうからも説明がございましたが，まちづくり交付金の事業の成果を評価して適切な評価が行われているかどうかを審査するというのがこの委員会の役目でございます。まちづくり交付金は先ほどの資料を見ても，最近出来た制度ということでございますが，今までは，ものを作るといって，もの一つ一つに補助金がついていたわけですね。ところが，まちづくり交付金というもの，まちを再生するため色々な範囲でさまざまな事業が行えるという非常にユニークな制度で，宇都宮市はもう10箇所も実施している。当然，栃木県内でこれだけ実施しているところは他にございませんし，一番最初から宇都宮市が取り組んできたんだ

ということでございます。その評価を，単に行政内部だけで行うのではなく，評価したものを市民に公開して，我々第三者が中立な立場で公正に審査する，という意味で，単にものを作っているというのではなく，まちがどう変わってきたかということについて評価するという非常にユニークな制度で，宇都宮市が沢山の事業をやっているということは，私達にとってもいいことだと思います。この委員会は，公正中立な立場で，市民の目線で評価していかなければならないわけですが，私どもの審査としては，これからの事業執行がより良く進むような形で審査をしていきたいと考えておりますので，ご協力よろしくお願いいたします。

はじめに，職務代理者の選出でございますが，先ほどの説明のとおり，委員長が指名すると定められてございます。誠に僭越でございますが，私から指名させていただきます。

本委員会は，宇都宮市の現状を捉えながら適正で迅速な会議を行っていく必要があると考えます。つきましては，まちづくりに高い見識をお持ちである三橋伸夫委員に職務代理者をお願いしたいと思います。三橋委員よろしくお願いいたします。

それでは，会議次第に従い会議を進めてまいります。まず，当委員会の運営について，委員会設置要綱第11条により，委員会に諮って定めることとなっております。

そのため，事務局より説明をいただき，その後，ご質問，ご意見をいただきたいと思っております。事務局より説明をお願いします。

高橋書記

宇都宮市まちづくり評価委員会運営要領についてご説明させていただきます。先ほどの資料1の7ページをご覧ください。この要領は，宇都宮市まちづくり交付金評価委員会設置要綱の第11条の規定に基づき宇都宮市まちづくり交付金評価委員会の運営に関し必要な事項について定めるものでございます。第2条の会議の公開についてでございますが，委員会の会議は，これを公開とする。ただし，委員長は，出席した委員の2分の1以上が必要があると認めるときは非公開とすることが出来る。2，委員長は，必要があると認めるときは，傍聴人の数を制限し，又は傍聴人を退場させることが出来る。第3条の議事録でございますが，委員会の会議については議事録を作成し，出席者の氏名，会議の概要，

その他重要な事項を記載しなければならない。2，議事録には委員長が指名する委員2名が署名しなければならない。第4条の幹事でございますが，委員会に幹事若干人を置く。2，幹事は，市職員のうちから市長が任命する。3，幹事は，委員会の所掌事務について，委員，臨時委員を補佐する。第5条の送付でございますが，委員長は，会議の開催日の5日前までに，会議の議案を委員に通知しなければならない。ただし，委員長が急務を要すると認められた議案については，この限りではない。第6条委員の発言として委員及び幹事等の発言は，委員長の許可のもとに行うものとする。附則として，この要領は平成19年11月12日から施行することとなっております。

山島委員長

事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

特に無いようですので，宇都宮市まちづくり交付金評価委員会運営要領案についてはよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

山島委員長

それでは，運営要領案の案を消していただきます。

それでは，会議次第に従い会議を進めてまいります。まず，当委員会運営要領第3条に基づきまして，本日の会議の議事録署名委員といたしまして，三橋委員と和田委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは，審議に入ります。本日の議題といたしまして，平成19年度にまちづくり交付金が終了する地区における事後評価原案3件について，平成19年10月31日付宮都第345号，宮都第346号，宮都第347号，を市長から諮問を受けております。

まず，議事に先立ちまして，会議の公開，非公開について確認いたします。本日の案件につきましては，会議は公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは，今回，事後評価を行った3地区の計画概要等について事務局より説明をいただき，その後，ご質問，ご意見をいただ

きたいと思います。

また、本日はこの後に現地調査が予定されておりますので、2時30分ころ出発できるよう会議の進行をお願いいたします。

では、事務局より説明をお願いします。

吉澤幹事

東部区画整理事業課長吉沢でございます。よろしくおねがいします。それでは、(2)事後評価対象地区の概要等についてのうちまず、宇都宮東地区についてご説明いたします。資料の2をご覧ください。4ページをお開きください。都市再生整備計画の宇都宮東地区の区域を示したものでございます。赤の太線で囲まれた区域でございます。JR宇都宮駅東の東側に位置しまして面積は246haでございます。市立図書館、体育館、白楊高校などがご確認いただけたと思います。次に5ページをお開きくださいこれは宇都宮東地区の整備方針概要図でございます。宇都宮東地区は図面の左側で青の三角形で囲まれた城東土地区画整理事業地区面積が26.1haと図面の右側で黄色の線で囲まれました、駅東第3土地区画整理事業地区121.7ha、及びこの2地区に挟まれました図面中央に位置します。既に事業が完了しております駅東第2土地区画整理事業地区、駅東土地区画整理事業地区98.2haの四つの地区で構成されております。全体面積が246haの区域でございます。本地区は、土地区画整理事業による総合的な基盤整備により防災機能の充実や生活環境の改善を整備方針といたしまして、宇都宮の玄関口としてふさわしい環境整備を図る地区と位置づけた区域でございます。本地区での主な事業としましては、図面左下の枠の中に示しておりますが、基幹事業と提案事業の2つに分けて整理しております。基幹事業としましては、土地区画整理事業や公園整備事業がありまして、また提案事業としましては、まちづくり活動推進支援、ワークショップによる公園整備計画、樹木の里親制度計画などを位置づけております。図面上段をご覧ください。本地区の基幹事業や提案事業の実施による事業効果の指標といたしまして、人口定着や市立図書館貸し出し冊数を設定しております。これらの指標につきましては次回

の評価委員会で詳細に説明する予定となっております  
次に1ページをお開きください。これは、都市再生整備計画の

目標及び期間を示したものでございます。上段から、地区名が宇都宮東地区、面積が246ha、計画期間が平成16年度から19年度といったことが記載されております。

次に大きな目標として、広域都市圏の拠点都市としてふさわしい魅力ある地域づくりを掲げております。具体的な目標としましては、2つ掲げております。まず、目標1ですが、街路等の整備改善による利便性・安全性に優れた魅力ある住居空間の創出、また、目標2として市街地として十分な公共施設を整備することによる防災機能の充実に掲げております。

目標設定の根拠でございますが、概略を説明いたしますと、本文にあるとおりでございますが、本地区は、JR宇都宮駅に隣接し、高いポテンシャルを有する地区であり、駅東地区等の土地区画整理事業が市街地として整備されつつあるものの、公共施設の整備が著しく遅れている地区であること。また、本地区には地区住民で構成されたまちづくり協議会等により勉強会、説明会を経ながら事業認可を得た経緯があること、3点目としまして、今泉川田線などの幹線道路の整備などにより渋滞などの解消によりいっそうの発展が期待できることが、目標設定の根拠となっております。次に中段では地区の課題について要約いたしますと、無秩序な市街化の進展、狭隘な道路や公園の未整備などによる防災性の不安、河川の氾濫などが挙げられております。次の段では、地区の課題や目標を踏まえて、本地区の中長期的な将来ビジョンとしまして、安全で快適なまちづくりの実現を掲げております。幹線道路から補助幹線道路等整備によりまして、安全で快適に災害に強いまちづくりを目指すものでございます。

最下段として、目標を定量化する指標としまして、人口定着、市立図書館貸出冊数、河川氾濫による浸水状況を掲げております。つぎに2ページをお開きください。ここでは計画区域の整備方針を示しております。大きく2点掲げております。1点目として魅力ある住居空間の創出を掲げております、これは、都市基盤施設の整備による人口定着の促進と、道路整備による安全で快適な歩行者空間の確保ということでございます。

2点目といたしましては防災に強いまちづくりの形成で、これは河川整備や公園整備による災害に強いまちづくりを目指すもの

です。その他といたしまして、事業終了後の継続的なまちづくり活動を掲げております。ハード整備が終了した後街路樹や公園の維持管理について地域住民の方々による維持管理体制作りを進め、地域住民を主体とした継続的なまちづくりを目指すものでございます。

つぎに3ページをご覧ください。これは、交付対象事業等一覧表でございます。ここでは、基幹事業、提案事業のそれぞれの交付対象事業や、交付限度額、国費率について記載しております。上段をご覧ください。全体の交付対象事業費は16億9940万円であります。交付限度額は、6億7900万円、国費率は40%でございます。その内訳ですが、下段の大きな枠の中をご覧ください。ここでは基幹事業について、事業や事業箇所名、事業主体、事業期間、事業費等について記載しております。まず、基幹事業ですが、近隣公園1箇所と街区公園7箇所の公園整備が挙げられております。近隣公園1箇所の対象事業費は、9600万円でございます。同様に街区公園の7箇所の交付対象事業費は、2億8300万円となっております。次に下の欄の城東地区の土地区画整理事業でございますが、面積は26.1haで対象事業費としては、13億2000万円となっております。基幹事業の交付対象事業費の合計としましては、欄外にAの表示で示しておりますが、16億9900万円となっております。次に提案事業をご覧ください。提案事業はソフト事業となっております。事業といたしましては、まちづくり活動推進事業として3つの事業を挙げております。まず、まちづくり活動推進支援ですが、交付対象事業費は20万円でございます。次に、ワークショップによる公園計画ですが、交付対象事業費は10万円でございます。3つ目といたしまして樹木の里親制度ですが、交付対象事業費は10万円でございます。提案事業の交付対象の事業費の合計でございますが、欄外のBの表示ですが、合計で40万円となっており基幹事業と提案事業の合計では、16億9940万円となっております。一番下の段ですが、参考として関連事業について駅東第3や城東地区及び公共下水同事業のそれぞれの事業費が記載されております。以上で資料2の都市再生整備計画宇都宮東地区についての概要説明を終わります。

山島委員長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明は以上でございますが、ご質問、ご意見等伺いたと思います。

塩野谷委員 1点教えていただきたいのですけれども、3ページの提案事業のまちづくり活動推進事業で3つ挙がっているのですが、少し具体的な内容を教えていただきたいのですが。

吉澤幹事 では、今のご質問についてお答えいたします。提案事業の内容を具体的にですが、城東土地区画整理地区で、安心快適なまちづくりをイメージするために、鳥瞰図を作成いたしました。これが鳥瞰図でございます。それと、ワークショップによる公園整備10万円でございますが、地域住民に周知するためのパンフレット作成が主でございます。また、樹木の里親制度10万円でございますが、里親のネームプレート作成が主な事業でございます。樹木のネームプレートについては現在作成中でございます。

山島委員長 河川の氾濫とありますが、どこがどう氾濫したのですか。

吉澤幹事 それにつきましては次回19日の委員会のほうで詳しくご説明したいと思います。簡単に言いますと、奈坪川が未整備のために氾濫したという状況でございます。河川改修事業にはまちづくり交付金は使わずに、その周辺の道路整備等につきましてまちづくり交付金を使っております。

山島委員長 それでは、よろしければ次の下平地区に行きたいと思います。

吉澤幹事 はい。続きまして資料3の下平地区でございますが、現在この地区につきましては、最終的段階に入ってきておりますので、今日配布いたしました資料の3ページの交付対象事業一覧につきましては、本日配布いたしました1枚の資料に基づきご説明させていただきます。

それでは資料3の4ページをご覧ください。これは都市再生整備計画の下平地区の位置を示したものです。下平地区の区域は宇

都宮大学の南側に位置する赤の線で囲まれた区域でございます。  
93.9haの区域でございます。

次に5ページをご覧ください。これは下平地区整備方針概要図でございます。下平地区は薄い青で塗られた区域でございます。図面上部に宇都宮大学がご確認いただけたと思います。また、図面中央の下側に変形の5差路がございますが、この南側にミットヨ製作所が位置しております。この区域は組合施行の下栗平松本町土地区画整理事業区域45.7haと宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業区域48.2haを合わせた全体面積93.9haの面積でございます。図面でご確認いただけたとおり、区域内は概ね住宅地として土地利用がなされ、農地が点在している状況でございます。

上段をご覧ください。本地区は防災機能の充実や生活環境の改善や幹線道路網の整備による良好な環境の住宅地を主体とした市街地の形成を整備方針として定住人口の拡大を図る地区として位置づけられた区域でございます。本地区での主な事業としては図面の中の枠の中に示されている通り、基幹事業と提案事業との2つに分けて整理をしております。基幹事業といたしましては、区画整理事業や公園整備事業があり、また提案事業といたしましては、まちづくり活動支援、ワークショップによる公園整備計画、樹木の里親制度についてでございます。

図面上段にお戻りください。本地区の基幹事業や提案事業による事業効果の指標といたしまして、居住人口の増加、消防困難地域の解消など3つの指標を設定しております。これら指標につきましては、次回評価委員会で詳細をご説明する予定となっております。

次に1ページをお開きください。これは都市再生整備計画の目標及び計画期間などを示したものでございます。上段から地区名下平地区、面積93.9ha、計画期間、交付期間平成16年度から平成19年度の四カ年などが記載されております。

次の段ですが、事業の目標などが示されております。大きな目標として、幹線道路網の整備による交通渋滞の解消と安全性の確保、防災機能の充実、良好な環境の住宅地を主体とした計画的な市街地の形成による定住人口の拡大を掲げており、それを実現す



るための具体的な目標として3つの目標を掲げております。

まず、目標1としまして、良好な住宅地を主体とした計画的な市街地の形成を図り、定住人口の拡大を図る。目標2といたしましては、道路網を整備することにより、交通渋滞と狭隘道路の解消を図り、安全性の高い市街地の形成を進める。目標3といたしまして、公園整備により、良好な住環境を有するまちづくりを進めるとともに、防災機能を充実させる。この3つの目標を掲げております。

これらの目標設定の根拠といたしまして、中段のまちづくりの経緯と現況として整理してございます。目標設定の根拠は、本文にある通りでございますが、概略を説明いたしますと、まず、本地区は、宇都宮東部土地区画整理事業として都市計画決定された321haの中にあり、市街地を形成する上で高いポテンシャルを有する地区であり、土地区画整理事業により段階的に整備が進められてきていること。また、宇都宮市の市街地の動向は、新4号国道や北関東横断道路など、JR宇都宮駅東口から東への進展が顕著であること。3点目といたしまして、宇都宮大学や工業団地などを核として、産、学、住、遊の機能が融和した都市機能の充実、地域の環境改善や利便性の向上を図ることが必要となっていること、など目標設定の根拠となっております。

次の段では、地区の課題を整理しております。無秩序な市街化の進展、狭隘な道路や公園の未整備による防災性への不安、下水道やガスなどのインフラ整備の遅れ、などが挙げられております。

さらに次の段では、地区の課題や目標を踏まえて、本地区の中長期的な将来ビジョンとしてやさしさと安全安心を共有した、いつまでも住み続けたくなる、官民協働で進める魅力あるまちづくりを掲げております。これは、市民、行政、民間事業者がそれぞれの役割を認識し、三者が協働で、安全で快適に過ごせるまちづくりを目指すものでございます。

最下段には、目標を定量化する指標といたしまして、定住人口の増加、消防困難地域の解消及び公園整備による防災機能の充実を掲げております。

次に2ページをお開きください。ここでは、計画区域の整備方針を示しております。整備方針は大きく3点掲げております。1

点目といたしまして、公共施設の整備改善により宅地利用の増進を図るもので、これは、幹線道路や区画道路、上下水道、ガス、電気等のインフラ整備によりまして、安全で快適な住環境を確保し、宅地利用の増進を図るもの。2点目といたしまして、都市計画道路及び区画道路整備による消防困難地域の解消でございます。これは、幹線道路の整備にあわせた区画道路や公園の整備により、地区の防災性を向上させるものでございます。3点目としては、ワークショップによる整備計画です。地区の公園整備計画に際しては、ワークショップを導入し、地域住民の声を反映したものとし、愛され親しまれる公園としていくものでございます。

その他として、事業終了後の継続的なまちづくり活動を掲げております。これは、ハード整備が終了した後、街路樹や公園の維持管理について地域住民の方々による維持管理体制づくりを進め、地域住民を主体とした継続的なまちづくりを目指すものでございます。

次に、本日配布しました参考資料をご覧ください。これは、交付対象事業等一覧表でございます。ここでは、基幹事業及び提案事業のそれぞれの交付対象事業費や交付限度額、国費率について記載しております。

まず、上段をご覧ください。全体の交付対象事業費は26億120万円であり、交付限度額は10億4048万円、国費率は40%でございます。その内訳ですが、下段の大きな枠の中をご覧ください。ここでは、基幹事業について実施主体や事業期間、事業費等を記載しております。

まず、基幹事業ですが、街区公園5か所の公園整備が挙げられております。街区公園の5か所の交付対象事業費は2億2850万円となっております。

次に下の段ですが、宇都宮大学東南部第1地区と下栗平松本町地区の土地区画整理事業を挙げております。まず、宇都宮大学東南部第1地区ですが、面積が48.2haで交付対象事業費といたしましては21億9500万円となっております。また、下栗平松本町地区ですが、面積が45.7haで交付対象事業費といたしましては1億7500万円となっております。

基幹事業の交付対象事業費の合計といたしましては、欄外にA

の表示で示してございます 25 億 9 8 5 0 万円となっております。

次に大きな枠の 2 つ目の枠にある提案事業をご覧ください。基幹事業はハード事業でございましたが、提案事業はソフト事業となっており、事業といたしましては、まちづくり活動推進事業として 3 つの事業を挙げてあります。

まず、まちづくり活動推進支援ですが、宇都宮大学東南部第 1 地区についての交付対象事業費は 2 5 0 万円でございます。

次に、下栗平松本町地区についてのワークショップによる公園整備計画ですが、交付対象事業費は 1 0 万円でございます。同様に樹木の里親制度の交付対象事業費は 1 0 万円となっております。

提案事業の交付対象事業費の合計といたしましては、欄外に B の表示で示してございます 2 7 0 万円となっております。基幹事業と提案事業の合計は、2 6 億 1 2 0 万円となっております。

一番下の段ですが、参考として関連事業について、それぞれの地区の公共下水道事業の事業費が記載されております。

以上で資料 2 の都市再生整備計画、下平地区についての説明を終わります。

山島委員長

ありがとうございました。下平地区について、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

和田委員

下栗平松本町土地区画整理事業、これは間接となっておりますけど、これの全体事業費というのはどこの全体事業費でしょうか。この地区全体の総事業費でしょうか。それとも宇都宮市が負担する事業費ということですか。

吉澤幹事

今ご指摘のところは、参考資料の全体のところですか。

和田委員

はい。

吉澤幹事

これにつきましては、まち総とまち交の合計額となっております。

和田委員      それともう 1 つ，まちづくり推進活動支援のところと同じく間接でゼロ，ゼロ，ゼロとなっていますが，これは実施しなかったということですか。

吉澤幹事      そういふこととございます。当初下平地区につきましても，まちづくり活動推進支援という位置付けで予算化をしてございましたが，下平地区が完了に近かったものですから，パンフレット作成など様々な提案事業が入れられない状況にあったため，ゼロになっているということとございます。

山島委員長      よろしいですか。宇都宮大学の近くということと三橋委員にかたがたございますか。

三橋委員      私は宇大第 1 土地区画整理事業の審議会の委員をしておりまして，そこで質問ですが 4 ページにあります赤い線で囲まれた区域と宇都宮大学の間にある緑色に色分けされている区域は宇大第 2 地区ですか。また今回地区入っていないのは終了年度が早いから入っていないのですか。

吉澤幹事      今ご指摘の緑色に着色してあります区域は，用途地域の違いが色分けされております。また，地区に入っていないのは，その区域は宇大東南部第 2 地区ではなく，区画整理の組合施行の平松本町第 1 地区で整備完了している地区であるためであります。

森岡幹事      宇大東南部第 2 地区につきましては，まちづくり交付金の整備計画を別途考えて行きたいと思っております。

山島委員長      市施行と組合施行が入り混じっている区域ということですね。この地区からの委員さんがお二人いますが，平野委員，この説明で何か補足などございますか。

平野委員      特にございません。

山島委員長 小野委員は何かございますか。

小野委員 特にありません。

山島委員長 色々な事業をしていて大変な事業だと思いたしますが、今日現地を見せていただいて、次回色々な議論をしたいと思っております。  
次に山王地区の説明をお願いします。

大森幹事 それでは、資料４の山王地区についてご説明いたします。  
５ページをお開きください。赤で囲まれている部分、この区域につきましては平成６年度に建替え事業を進めておりました。まちづくり交付金が創設されるのに従いまして山王団地の建替えを、新たに宇都宮山王地区としまして定めた地区であります。オレンジ色の部分が基幹事業で、公営住宅等整備事業となっております。また、緑色の部分が山王団地２号児童公園整備事業となっております。それから、提案事業としては、防犯啓発事業、住環境維持啓発事業となっております。  
次に資料１ページをご覧ください。地区名が宇都宮山王地区で、面積は６．７ｈａ、計画期間及び交付期間は、平成１７年度から平成１９年度となっております。  
次に、地区の目標についてですが、大目標といたしまして、誰もが安心して快適に住み続けられるゆとりある住生活の実現を掲げております。具体的な目標として、市営住宅の建替えにより、多様な住宅ニーズに対応した良好な居住環境を形成する、それから、開かれた公園や広場の設置により、地域住民のコミュニティ形成の場を確保するとともに、住環境の向上を図る、の以上２つを掲げております。  
次に、目標設定の根拠についてですが、地区の状況といたしまして本地区は、市の中心部より北西、およそ１０ｋｍの地点にあります。東北自動車道 宇都宮インターチェンジ付近に位置しております。周辺の１ｋｍ圏内には、小学校や保育園、地区市民センターなどの公共施設を有するなど、利便性の良い住宅地を形成しております。  
課題といたしましては、居住人口の減少、少子高齢化の進展が

見られることから，居住環境の整備などにより，多様な世帯の定住促進を促し，地域住民のコミュニティの形成と活性化・住環境の向上・地区の安全確保を図る必要がある。ということ掲げております。

次に，目標を定量化する指標といたしましては，居住人口の増加，公共施設満足度調査による満足度，地域コミュニティの向上，の以上3つを掲げております。これらの指標につきましては，次回の評価委員会におきまして詳細な説明をさせていただき予定としております。

2ページをお開きください。整備方針といたしましては，山王市営住宅の建替えにより，定住人口を増加させ，地域活力の維持・向上に寄与すること。地域住民のコミュニティの場を提供するとともに，自然環境の保全や住環境の向上を図ること。誰もが安全に安心して快適に住み続けられる住環境の保持を図ること。などを掲げております。

続きまして3ページをお開き下さい。交付対象事業ですが，12億1500万円となっております。交付限度額につきましては，4億8600万円，国費率につきましては40%となっております。次に，基幹事業の内訳といたしましては，公園事業が山王団地2号公園，交付対象事業費が4400万円，地域生活基盤施設整備事業で300万円，公営住宅等整備事業で11億6600万円となっており，基幹事業の合計といたしまして12億1300万円となっております。提案事業といたしまして，まちづくり活動推進事業が200万円となっております。

4ページにつきましては，説明は割愛させていただきます。

以上で，山王地区の説明を終わります。

また訂正がございます。資料3ページの基幹事業の公園の欄で，事業箇所名が山王団地2号棟となっておりますが，山王団地2号公園に訂正をお願いします。よろしく願いいたします。

山島委員長

ありがとうございました。山王地区について，ご質問，ご意見ありましたらお願いします。

三橋委員

山王地区だけではなく，3地区全体の質問となるのですがよろ

しいでしょうか。例えばこの山王地区の場合は建替え部分だけが区域ではなく、団地全体を事業区域としておりますが、これはまちづくり活動推進事業を行う地区と一致することによって、このような地区になっていると思っておりますが、他の2地区については、まちづくり活動推進事業の趣旨からすると、例えば自治会等が地区の中にあると思っておりますが、地区と自治会の区域がおおよそ一致するかどうかを教えてください。それらの区域と重ね合わせた地図などの資料があれば分かりやすいので、次回で結構ですので示してください。

山島委員長

よろしいですか。ここは団地という区域が決まっているのでこのような区域にしていると思われませんが、他の2地区は非常に広い地区であるのでどの範囲を考えているのかを、次回評価の時に資料を提出してください。

塩野谷委員

提案事業のまちづくり推進活動事業の内容について教えてください。最初の地区はお聞きしまして、城東区画整理事業地区の鳥瞰図の作成と、樹木の里親制度のネームプレートとパンフレット作成とお聞きしました。下平地区と宇都宮山王地区について教えてください。

山島委員長

ここの宇都宮山王地区は、200万円で事業しておりますね。

大森幹事

はい。まず、防犯啓発事業としまして、防犯パンフレットを配布しております。それと、防犯パトロール用の用品を自治会に貸与し、それらを使って防犯パトロールを実施しております。それから、住環境維持啓発事業としましては、路上駐車禁止表示の看板を12か所設置しております。このような内容となっております。

山島委員長

よろしいですか。

塩野谷委員

はい。それでは下平地区はどうですか。

吉澤幹事 下平地区ですが，宇都宮大学東南部第1地区のまちづくり活動推進支援としまして250万円計上してありますが，地区内に事業看板を設置しました。それから宇都宮東地区と同じくパンフレットの作成，樹木の里親制度のネームプレートを実施しております。

山島委員長 パンフレットは同じ内容なのか，地区によって違うのか。掲載方法も全く違うのか。

吉澤幹事 地区により内容は違ってきますので，パンフレットの内容は違います。ただし，資金計画や掲載するものは概ね同じものになりますので掲載方法はおなじですが，内容についてその地区性は出ております。

金子委員 3地区の中で，宇都宮東地区と下平地区は区画整理事業が絡むため山王地区とは違うと思いますが，先ほど三橋委員が宇大東南部第1地区の審議委員をなさっておられるとお聞きしたのですが，2つの区画整理事業の中で，提案事業であるまちづくり活動推進事業で官民協働等の手法を講じているとお話があるのですが，三橋委員がなさっておられる区画整理審議会の中でこのようなことが相当論議されていると思われれます。しかし，その論議されていることがこのシートや指標の中に出てこないのは，この部分を表現する上での整合性は難しいのかと思っております。

山島委員長 どうでしょうか。

吉澤幹事 委員のおっしゃるとおり，このシートを作成する上で苦労いたしました。次回この指標について詳しくご説明しますが，やはり当初設定しました指標をクリアできなかった部分もございます。また，当初設定するにあたって，先が見えないため非常に設定が難しいところがあります。そのため，この指標を設定するのが一番の課題と考えております。

山島委員長 アウトカム指標として数値で示しますので，みんなが笑顔で元



気なった等は全く評価のしようがないことです。みんながうれしそうに歩いている等の評価が出来ないので難しいですけど、そこはまちづくりとして全体的な評価を来週行いたいと思います。

ご意見・ご質問も出尽くしたようです。

本日はこれから、ただいま説明のあった3地区の現地見学が予定されておりますが、現地見学後にまた何かご意見等があればお願いしたいと思います。

では、事務局から現地調査について何か説明があればお願いします。

高橋書記

これから現地調査をお願いする訳ですが、資料5として現地調査の資料がございます。この資料のとおり順番に各地区をご覧になっていただきます。順番としましては下平地区、宇都宮東地区、宇都宮山王地区の順に現地をご覧いただきます。現地では、時間的都合もございますので、地区ごとに1か所程度、下車いただき説明したのち、車中からまちづくりの状況をごらんいただきます。予定では、おおむね2時間を予定しております。地下駐車場に車を用意しております。これから担当が誘導いたしますのでよろしくご願いいたします。

【現地調査へ出発】

【現地調査から帰庁】

山島委員長

現地調査、お疲れ様でした。

現地をご覧いただいて何かご質問等ありましたらお願いします。

三橋委員

雀宮南地区は事後評価不要とありますが、なぜ不要なのでしょううか。

大森幹事

上原市営住宅整備、公園整備につきましては、まちづくり交付金になっておりますが、以前は住宅市街地総合整備事業として経過措置としてまちづくり交付金に入っている事業のため、事後評

価は必要ないとのことです。以前から住宅市街地総合整備事業として整備をしてきましたが、残った部分についてのみ、まちづくり交付金の財源を活用して行ったものであります。

山島委員長

今日見た宇都宮山王地区も建替え事業で行っていて、まちづくり交付金として事業を16年度から行っているのですよね。制度上そうなっていると思われそうですが、もう少し確認したいと思いますので、次回までに調べておいてください。

ほかにご質問等はありませんか。よろしいですか。

続きまして、5.「その他」の事項に入ります。事務局より何かございますか

鈴木書記

今回の第1回の評価委員会については、事後評価を行う3地区の計画概要などをごらんいただきましたが、次回の第2回の評価委員会については、事後評価原案のご審議をいただきますのでよろしくお願いいたします。

今回は11月19日月曜日、本庁舎14階の14A会議室で13時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。また、本日ご使用になりました資料につきまして、次回も使いますのでご持参くださるようお願いいたします。

山島委員長

何かありますでしょうか。次回も今日使用した資料を持参くださるようお願いいたします。

これで、議事はすべて終了いたしましたので、それでは、これをもちまして第1回宇都宮市まちづくり交付金評価委員会を閉会いたします。長時間お疲れ様でした。

宇都宮市まちづくり交付金評価委員会

委員長 山島 哲夫

議事録署名委員

三橋 伸夫

議事録署名委員

和田 佐英子